

仕 様 書

(回収対象債権データ)

第1条 滞納者の氏名、住所、連絡先（電話番号）、連帯保証人氏名・住所・連絡先（電話番号）対象債権診療科、入院外来区分、診療年月日、未回収診療費、経過記録を回収対象債権データとする。

データは、回収依頼時に紙資料及び媒体により直接、手渡しにより引き渡すこととする。または、暗号化したファイルにより、インターネット経由にて送付する。その際、媒体で引き渡す場合は、媒体はパスワード付USBメモリーとする。

パスワード付USBメモリーは、病院側で用意する。

(回収依頼時期)

第2条 回収依頼は、毎月の上旬にする。それ以外の時期に依頼する時は、あらかじめ協議し、互いに合意すれば、依頼できることとする。

(専用口座)

第3条 受託者は今回の委託のための専用口座を開設し、滞納者からの振込に対応すること。

(納付)

第4条 受託者は、滞納者からの振込金を1ヶ月毎に毎月末日締めでとりまとめ、払込書により収納月の翌月20日までに病院に納付すること。また、病院に対し、計算書（報告書）を提出すること。

(成功報酬料の支払い)

第5条 病院は、受託者から提出された計算書（報告書）と入金額を照合し、一致しておれば受託者に対し成功報酬料を支払うこととする。

(成功報酬料の支払い時期)

第6条 病院が成功報酬を支払うのは、実際に入金が確認された後とする。

成功報酬の支払いは、1ヶ月単位とする。受託者は入金明細と請求書を翌月15日までに届け、病院は入金を確認後、請求書を受領した時点から30日以内に成功報酬料を支払うこととする。

(成功報酬料)

第7条 成功報酬料率は、毎月の入金確認額に対する割合とし、成功報酬料は下記の計算式にて算出する。1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てる。

$$\text{成功報酬料} = \text{毎月入金確認額} \times \text{成功報酬料率} \quad (1 \text{円未満切り捨て})$$

(報告)

第8条 受託者は、毎月の滞納者への交渉経過と結果を書面にまとめ、翌月15日までに病院に口頭及び書面にて報告すること。

(データの削除)

第9条 契約終了時には、提供した紙等の媒体は返却し、また情報システムに入力されたデータは契約終了後1週間以内に削除し、削除証明を提出すること。

(現在事項全部証明書の提出)

第10条 受託者は病院に対し現在事項全部証明書を提出すること。

提供するデータ

滞納者氏名、住所、年齢、電話番号、勤務先、入院・外来区分、診療科、診療日、滞納金額、連帯保証人氏名・住所・年齢、電話番号、勤務先